**建築物の環境配慮のあり方の論点整理（たたき台）**

資料　１－５

1. **建築物環境配慮指針への対応について**

○　2006年3月に策定し、その後の改正は規定整備にとどまっている。

○　東日本大震災後、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）が制定され、ＣＯＰ２１など益々建築物の環境配慮への期待が高まっている。

本指針について、現時点での「建築物環境配慮のあり方」についての考え方などを盛り込む必要性がないか。

1. **非住宅の省エネ適合基準について**

○　建築物省エネ法は、2017年度より大規模非住宅建築物（2,000㎡以上の予定）を新築・増改築しようとするときに、建築基準法と連動して、断熱性能等の外皮性能、建築設備の効率性及び再生可能エネルギーの利用を踏まえて総合化した一次エネルギー消費量に関する基準に適合することを義務化する予定としている。

**一次エネルギー消費量（設備）**

・空調・暖冷房設備（外皮性能考慮）

・換気設備　・照明設備　・給湯設備

・昇降機　　・その他（ＯＡ・家電等）

・再生可能エネルギー

**外皮性能（断熱・遮熱）**

**適合義務化**

関連

○　「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）では、2,000㎡以上の新築・増改築で、建築物環境配慮計画書の届出を義務付けている。また、2015年から国に先駆けて非住宅10,000㎡以上について、一次エネルギー消費量の基準に加え、建築物の外壁、窓等の断熱化等の外皮基準の双方を満足することとしている。

建築物省エネ法により、1次エネルギー消費量の基準適合のみ義務化とされているが、今後の条例での対応、特に外皮についてどうするか。

**法により義務化**

**（2017年～）**

**条例により義務化**

**（2015年～）**

床面積の合計

10,000㎡以上

2,000㎡以上

用途

非住宅

外皮（断熱・遮熱）

一次エネルギー消費量

（設備）

2,000㎡以上の件数　　　　　　　　　　　　10,000㎡以上の件数

非住宅（大阪府全域）件数　　 　　 非住宅（大阪府全域）件数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 届出 | 不適合\* |  |  | 届出 | 不適合\* |
| 2013年度 | 310件 | 11件 |  | 2013年度 | 55件 | 2件 |
| 2014年度 | 196件 | 6件 |  | 2014年度 | 39件 | 1件 |
| 2015年度 | 216件 | 12件 |  | 2015年度 | 40件 | 0件 |

　　 \*外皮と１次エネルギー基準　　　　　　　　 \*外皮と１次エネルギー基準

資料　１－５

1. **住宅について**

○　国は、2020年度には、住宅を含めてすべての建築物について適合義務化を予定しているが、現時点においては、住宅は外皮基準も必要とされている。

○　大阪市では、10,000㎡以上かつ高さ60ｍ超の住宅に関して省エネ基準適合を義務化している。

○　大阪府内の住宅の省エネ基準適合率は、2,000㎡以上については、2015年度　非住宅94％に対し13％と低い。

このような状況での住宅への条例での対応をどうするか。

1. **建築物環境配慮計画書のCASBEEのBEE値の低下について**

○　2012年から届出対象を5,000㎡から2,000㎡への引き下げの影響が考えられる。

○　民間団体から、特に中小の建物について、環境配慮へより一層取り組むための動機付けが必要ではないかという意見がある。

CASBEEのBEE値の向上を図るにはどうするか。

1. **ラベリング制度について**

○　条例第21条（建築物環境性能表示の表示）の規定により、販売又は賃貸にかかる一定条件の広告を行う際には建築物環境性能評価結果の要旨を記載した標章を表示しなければならない。

○　民間団体から、消費者のラベリングの関心は低い、わかりやすい表現とすること、省エネ効果やBCP対応の内容など消費者が求める情報を表示することについて意見があった。

この制度のより普及のため、人目に触れる機会の増加や関心を持たれるような表示内容等について、どうするか。



|  |  |
| --- | --- |
| 表示届の件数（大阪府） | |
| 2013年度 | 44件 |
| 2014年度 | 41件 |
| 2015年度 | 36件 |

|  |  |
| --- | --- |
| 計画書届出件数（大阪府） | |
| 2013年度 | 489件 |
| 2014年度 | 450件 |
| 2015年度 | 365件 |

1. **導入検討の義務がある再生可能エネルギー源利用設備の導入状況について**

○　条例第16条第２項の規定により、2015年4月から検討の義務付けを行っている再生可能エネルギー利用設備の導入件数は、2015年度、太陽光発電31件、太陽熱1件、その他3件となっている。